

平成24年度 中小企業庁支援策のご案内

中小小売商業者を支援します

全国の販売業者、サービス業者、卸売業者の皆さまの悩み相談から、イベント開催のサポートまで様々な応援をします。



商業・地域
サポート



1

商店街の活性化に向けた取組を総合的に支援します

「地域コミュニティの担い手」として活性化を図る商店街の取組を重点的に支援します。

1 全国の商店街の活性化を応援します

地域商店街活性化法 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

商店街の組合(商店街振興組合・事業協同組合等)が、地域住民のニーズに応じて実施する商店街活性化の取組を、各ブロックの経済産業局で認定の上、手厚く支援します。

< 支援対象となる商店街活性化の取組例 >

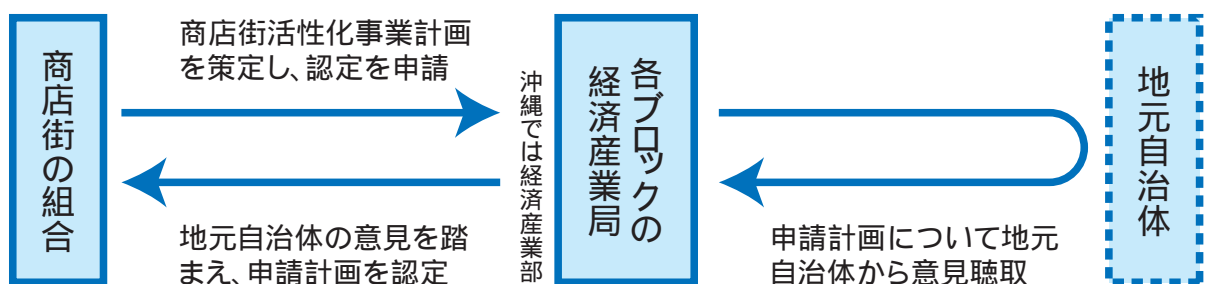
- * 空き店舗を利用したチャレンジショップ、アンテナショップ
- * アーケード、コミュニティ施設(子育て支援施設や高齢者交流施設等)
- * 地域資源を活用したイベント、ブランド開発

認定された商店街活性化の取組には、「中小商業活力向上補助金」の補助率が最大で2/3にかさ上げになるとともに、無利子融資や税制などの優遇措置も受けられます。

支援措置を活用するためには、別途申し込み、審査が必要になります。

< 主な支援措置の内容 >

- * 商店街のアーケード、広場、街路、共同店舗の整備などに対する無利子融資(高度化融資：中小機構と都道府県、あるいは市町村(特別区を含む)が一体となって融資を行う制度です。)
- * 小規模商店が設備・機器を取得する際の無利子融資(小規模事業者等設備導入資金助成法の特例)
- * 空き店舗の敷地など有休土地の譲渡を促す税制措置(土地譲渡所得の1,500万円特別控除)



用賀商店街振興組合(東京都世田谷区)



竹原駅前商店街振興組合(広島県竹原市)



川端中央商店街振興組合(福岡県福岡市)

お問い合わせ先

- 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)
- 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

2 にぎわいづくりの取組や施設の整備に補助金が受けられます

中小商業活力向上事業

商店街等が地域コミュニティの担い手として、少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街活性化事業を行う場合に支援します。

*補助率：2 / 3、1 / 2、1 / 3

- ・補助率 1 / 3・・・1つの社会課題に対応した事業
- ・補助率 1 / 2・・・複数の社会課題に対応した事業
- ・補助率 2 / 3・・・複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法の認定を受けて実施する事業

*対象者：商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、商店街組織(法人化されていない任意団体の商店街)、民間事業者など

*対象事業：商店街などにおいて実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客力向上及び売上増加に効果のある商店街の活性化を図る事業

〔社会課題〕

少子化・高齢化 安全・安心 地域資源活用・農工商連携
地域活性化(被災商店街等の復興) 創業・人材 環境

支援対象となる商店街活性化の取組例



イベント事業



アンテナショップ



チャレンジショップ



子育て支援施設



高齢者交流施設



LED街路灯整備

お問い合わせ先

- 最寄りの経済産業局（最終頁参照）
- 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

3 (株)全国商店街支援センターを活用ください

(株)全国商店街支援センター事業

地域の課題解決に取り組む商店街の皆さまに向け、支援人材の派遣、研修等を柱とした地域ニーズや課題に応じた支援メニューを用意し、商店街を支援します。

「地域商店街活性化法」の認定支援

- * 地域商店街活性化法の認定を目指す際のアドバイス、申請手続のサポートを行うと共に、法人格のない組織・団体が組合設立を目指すサポート等も行います。



支援パートナーの派遣による認定支援
(高松常磐町商店街)

連携モデル創出

- * 商店街の抱える様々な課題に対する解決方法、活性化策を模索するため、実施と検証をサポートし、その過程で発生する様々な問題点と解決手法などをモデル的に構築して、他の商店街への普及を図ります。



学生が商店街に留学し、課題や魅力を連携して発掘(下諏訪御田町商業会)

各種研修

- * 商店街内の個店に対し、「個店の売り上げ等、経営力や魅力の向上」を達成し、商店街の核となるモデル店舗の育成を図るため、現地でのアドバイスを組み合わせた研修を実施します。
- * 商店街が主体的に現状を把握し、新たな取り組みのための研修企画を独自に提案することにより活性化の気運を高め、活性化策の実行に結びつけます。



店舗創出による商店街活性化事業の
受講風景(新潟県まき鯛車商店街)

人材育成

- * 地域住民や支援機関等と連携すること等により、商店街の活性化を目的とした「商店街マネージャー」をモデル的に育成し、地域コミュニティの核としての商店街の価値を高めるとともに、他の商店街への普及を図ります。
- * 商店街の若手店主・後継者等を「商店街活動の新たな担い手」として育成し、商店街の課題解決・活性化ビジョンを描く次世代の組織力強化による基盤づくりを推進します。
- * 「創業仕組みづくり」に関するノウハウ提供や人材育成を進めることにより、商店街での創業を促進します。



マネージャー育成のための、イベント運営のOJT実施(福岡県飯塚市)

震災復興支援等

- * 東日本大震災で被災した商店街の復興のために、被災商業地の復興に携わった専門家を「商業復興支援マネージャー」として被災商店街に派遣し、賑わいや地域コミュニティを回復することを目指します。
- * 商店街活性化に取り組む上で参考となる全国各地の事例、ノウハウ、国や自治体の支援措置等を、わかりやすく紹介します。



震災復興に向けた宮古市中央商店街
で行われた朝会議(岩手県宮古市)

お問い合わせ先 ●(株)全国商店街支援センター TEL.03-6228-3061

4 中小小売商業者のみなさんの悩みごとの相談に応じます

商業活性化アドバイザー派遣事業

「個々のお店の活性化を図りたい」、「どうしたらイベントがうまくできる?」といった商店街などの個別の悩みごとに、中小企業診断士等のプロが一定期間無料で相談に応じます。

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課 TEL.03-5470-1632

5 所得税・法人税が軽減されます

土地譲渡所得の特別控除

商店街などが行う施設整備に協力して土地を売った方は、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。 地域商店街活性化法の認定のほか、一定の条件があります。

お問い合わせ先 ● 最寄りの経済産業局(最終頁参照)
● 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

6 必要な資金の低利融資が受けられます

低利融資制度(企業活力強化資金)

卸売業・小売業・サービス業の方が商店街の空き店舗に出店する場合や、まちづくり会社が店舗を設置する際に必要となる設備資金や運転資金に低利の融資が受けられます。

お問い合わせ先 ● 日本政策金融公庫 TEL.0120-154-505

高度化融資制度

中小企業者がアーケードや駐車場などの共同施設を設置し、経営体質の改善を図る際に、融資を受けることができます。地域商店街活性化法及び中小小売商業振興法の認定を受けてアーケードの設置などの事業を行う場合には、金利が無利子となります。

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 地域振興企画課 TEL.03-5470-1528
● 各都道府県中小企業担当課

小規模企業者等設備導入資金制度

信用力や資金調達力の脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を支援します。

お問い合わせ先 ● 各都道府県中小企業支援センター(下記のHP参照)
● 全国中小企業取引振興協会 TEL.03-6228-3308 <http://www.zenkyo.or.jp>

7 お金が借りやすくなります

中小企業信用保険法の特例

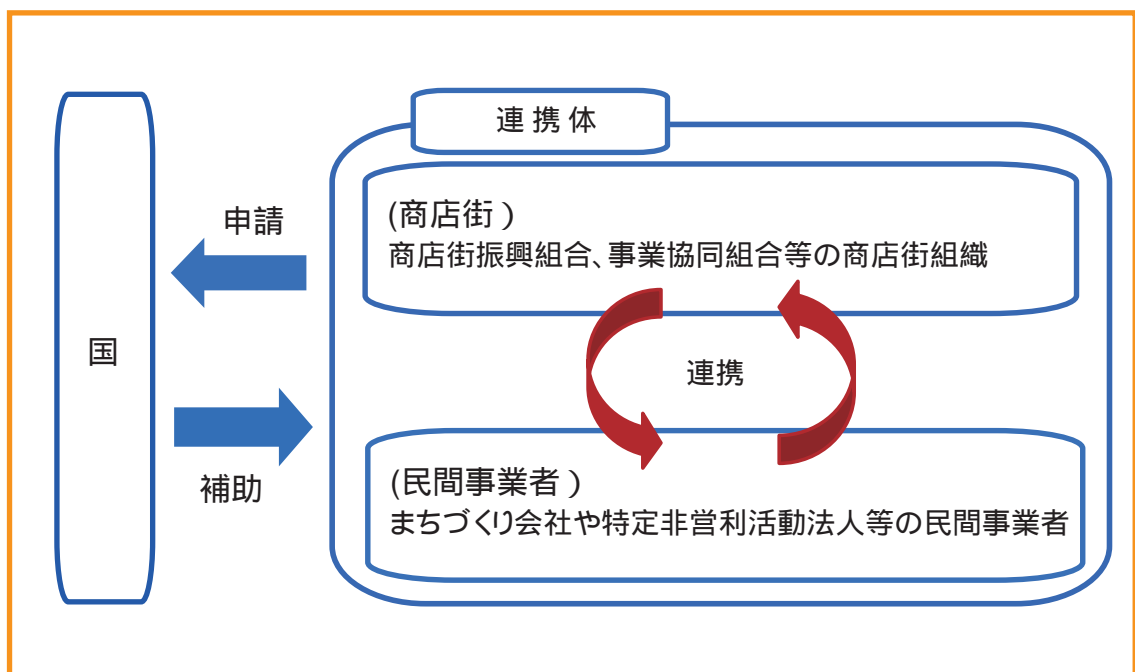
地域商店街活性化法及び中小小売商業振興法の認定を受けると、事業の資金を銀行から借り入れる際、信用保証協会により保証の枠が広がります。

お問い合わせ先 ● 全国信用保証協会連合会 TEL.03-6823-1207
● 最寄りの信用保証協会

地域商業再生事業

地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを精査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と商店街等とが一体となって取り組む、まちづくり計画と統合的な地域コミュニティの機能再生に向けた事業を支援します。

*対象者：本事業に連携して取り組む、商店街(商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織)と民間事業者(まちづくり会社や特定非営利活動法人等)が支援対象となります。



* 補助対象事業

商店街と民間事業者とが連携して実施する事業であって、地域のまちづくり計画と統合的に取り組まれる、地域コミュニティの機能再生に向けた以下の事業に対して支援します。

(1) 地域状況調査分析事業

商店街において地域に必要とされるコミュニティの機能を精査するとともに、地域が自立的に継続して取り組むべき事業であることを特定するために必要な調査・分析事業

(2) コミュニティ機能再生事業

コミュニティ機能再生施設等整備事業

地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能再生に資する施設等を整備する事業

コミュニティ機能再生支援事業

地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能再生に資する事業

* 補助率：2/3

支援対象イメージ

(1) 地域状況調査分析事業

商店街において地域に必要とされるコミュニティの機能を精査するとともに、地域が自立的に継続して取り組むべき事業であることを特定するために必要な調査・分析事業

(2) コミュニティ機能再生事業

【地域ぐるみの子育て・教育支援】

商店街が子育て支援拠点や地域教育拠点を整備



【親子教室】



【寺子屋塾】



【子ども見守りサービス】

【健康サポート】

商店街内に医療補完・健康増進のための拠点を整備



【健康相談】



【栄養指導】



【運動指導】

【地域での高齢者の社会生活支援】

商店街内に高齢者の社会生活支援拠点を整備



【高齢者交流拠点】



【高齢者による育児支援】



【高齢者の生活相談】

お問い合わせ先

- 最寄りの経済産業局(最終頁参照)
- 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

2

活気とにぎわいのある 中心市街地のまちづくりを支援します

病院や学校、住宅施設など都市機能を集約し、にぎわいあふれる中心市街地や商業の拠点づくりを進めたい事業者の皆さんを応援します。

中心市街地の活性化を推進します

中心市街地へのアクセラ

中心市街地活性化法
公共施設、住宅などを街なかを集めた活気あふれるまちづくりを重点的に支援します。

中心市街地活性化協議会

いろいろな関係者が参加してまちの将来像を協議し、取組全体をマネジメントします。

郊外開発へのブレーキ

都市計画法

無秩序な土地の利用を制限し、都市機能の集約を図ります。(郊外部における大規模集客施設の立地制限等が可能となります。)

大規模小売店舗立地法

大型店の立地に際し、出店まで一定の期間と手続きを設け、周辺環境への配慮を求めます。また、特例措置を活用することで、大型店の出店手続きを緩和し、中心市街地への出店を促進します。



まちづくり三法による中心市街地活性化の推進イメージ

1 施設の整備やまちづくりへの取組に補助金が受けられます

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に記載している事業であって、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出などに資する商業等活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営に対して、「選択と集中」の観点から重点的な支援を行います。

*補助率: 1 / 2、2 / 3

*対象者: まちづくり会社、民間事業者、商店街振興組合、商工会議所 など

*対象事業: ハード事業(テナントミックス店舗、集客核施設の設置 など)

ソフト事業(共同ポイントカード事業やタウンマップ作成事業 など)



ハード事業の例

テナントミックス店舗の設置
事業者と地権者が一体となった店舗整備



ソフト事業の例

イベント事業
中心商店街を歩行者天国にして賑わいづくり

お問い合わせ先

● 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)

● 中小企業庁 商業課

TEL.03-3501-1929

● 経済産業省 中心市街地活性化室

TEL.03-3501-3754

2 まちづくりへの取組の診断が受けられます

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

「まちづくりに効果のある商業活性化の事業をどう進めればいいのか?」といった悩みを抱える協議会などを対象に、専門家が現地を訪問し、その取組方法を診断。解決へのサポートを行います。

お問い合わせ先

● 中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課

TEL.03-5470-1632

3 悩みごとへの相談が受けられます

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

「中心市街地活性化協議会をうまく機能させたい」、「商店街のイベントに地域の人をうまく巻き込む方法は?」といった中心市街地の商業活性化に関する個別の悩みごとに、中小企業診断士等のプロが一定期間無料で相談に応じます。

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 まちづくり推進課 TEL.03-5470-1632

中心市街地活性化協議会運営支援事業

協議会の設立・運営にあたって、情報提供や協議会同士の情報交流・課題解決のためのワークショップなどを開催します。また、全国の協議会の取組をHPなどにより提供します。

お問い合わせ先 ● 中心市街地活性化協議会支援センター TEL.03-5470-1623 <http://machi.smrj.go.jp>

4 必要な資金の低利融資が受けられます

低利融資制度(企業活力強化資金)

卸売業・小売業・サービス業の方が中心市街地に出店する場合やまちづくり会社が中心市街地に店舗を設置する際などに必要となる設備資金や運転資金に、低利の融資が受けられます。

お問い合わせ先 ● 日本政策金融公庫 (最終頁参照)

高度化融資制度

中小企業者がアーケードや駐車場などの共同施設を設置し、経営体質の改善を図る際などに、融資を受けることができます。中心市街地活性化法の中小小売商業高度化事業の認定を受けてアーケードの設置などの事業を行う場合には金利が無利子となります。

お問い合わせ先 ● 中小企業基盤整備機構 地域振興企画課 TEL.03-5470-1528
● 各都道府県中小企業担当課

5 所得税、法人税などが軽減されます

所得税・法人税が軽減されます(土地譲渡所得の特別控除)

商店街などが行う施設整備に協力して土地を売った方は、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。

お問い合わせ先 ● 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)
● 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

6 お金が借りやすくなります

中小企業信用保険法の特例

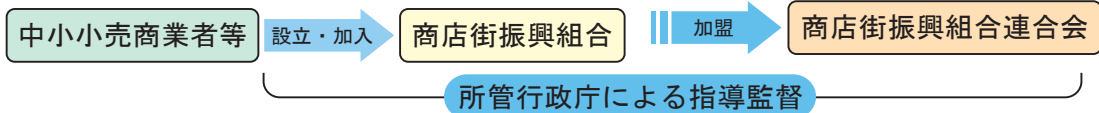
中心市街地活性化法の中小小売商業の事業計画の認定を受けると、事業の資金を銀行から借り入れる際、信用保証協会による保証の枠が広がります。

お問い合わせ先 ● 全国信用保証協会連合会 TEL.03-6823-1207
● 最寄りの信用保証協会

3

中小小売商業者の組織化を支援します

小売商業又はサービス業を営む30人以上が近接して商店街を形成していることなどの条件を満たしている場合に商店街振興組合を設立できます。



商店街振興組合

構成員の発展や公共の福祉を増進することを目的に、以下の事業を行うことができます。

- 販売、購買、保管などの共同事業の実施。
- ポイントカードや商品券の発行。
- アーケードや街路灯の設置等の環境整備事業の実施など。

商店街振興組合を設立すると次のようなメリットがあります。

- 税制面で様々な優遇措置を受けることができます。
- アーケードなどの公共的な共同施設を整備するときに、国や自治体の補助が受けられるほか、中小企業基盤整備機構と都道府県が実施する高度化融資の利用が可能となります。
- 市や都道府県の各種商店街振興施策を活用することができます。

お問い合わせ先 ●各市（または特別区）の担当課

商店街実践活動事業を利用できます

商店街振興組合等が地域社会への貢献や社会的課題への対応、地域コミュニティとの連携に係る取組を行うことにより商店街を活性化させる事業を支援します。

- * 補助率：10 / 10
- * 対象者：商店街振興組合、商店街振興組合連合会

< 支援対象となる取組例 >

“人に優しい商店街”を合い言葉に、出張商店街や買い物代行など、直接出向いて高齢者を応援する取組を実施。

来街者のための独自の防災マニュアルを商店街で策定し、来街者が安心して買い物を楽しめる安全なまちづくりに取り組む。



出張商店街（群馬県沼田市）



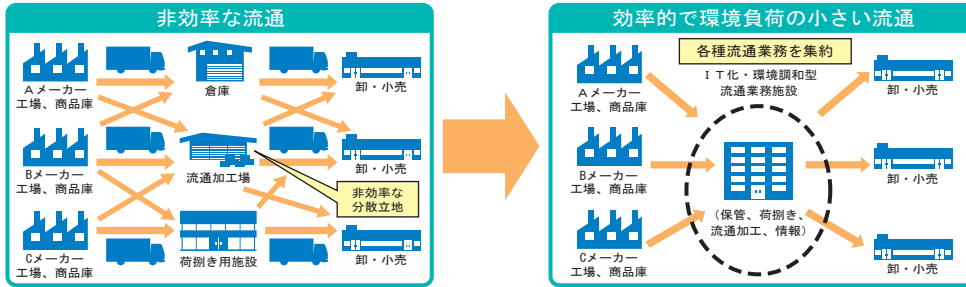
防災対策マニュアル（東京都中央区）

お問い合わせ先 ●全国商店街振興組合連合会 TEL.03-3553-9300 <http://www.syoutengai.or.jp/>
 ●中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

4

共同物流に対する取組を支援します

中小のメーカー、卸、小売、物流業者の方々の流通業務(保管、加工、配送など)を総合化・効率化し物流コスト削減を図る取組を総合的に支援します。



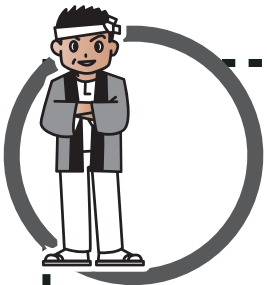
主務大臣による基本方針の認定 → 事業者による効率化計画の作成 → 主務大臣による効率化計画の認定

効率化計画の認定を受けると次のようなメリットがあります

運送事業を行う際に必要な認可の一括取得が可能になります。
 倉庫用建物などの割増償却の税制優遇措置が受けられます。
 効率化計画に基づく事業に対し、長期・低利の高度化融資が受けられます。

- お問い合わせ先**
- 最寄りの経済産業局 (最終頁参照)
 - 各都道府県中小企業担当課
 - 中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929

MEMO



お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:30

0570-064-350

通信料は発信者側の負担となります
PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■ お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00

0570-009-111

通信料は発信者側の負担となります
PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■ 経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

担当部署

中小企業庁 商業課 TEL.03-3501-1929(直通)

地方経済産業局

北海道経済産業局	流通産業課 商業振興室	TEL.011-738-3236(直通)
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	TEL.022-221-4914(直通)
関東経済産業局	流通・サービス産業課 商業振興室	TEL.048-600-0318(直通)
中部経済産業局	流通・サービス産業課 商業振興室	TEL.052-951-0597(直通)
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	TEL.06-6966-6025(直通)
中国経済産業局	流通・サービス産業課	TEL.082-224-5655(直通)
四国経済産業局	商業・流通・サービス産業課	TEL.087-811-8524(直通)
九州経済産業局	流通・サービス産業課 商業振興室	TEL.092-482-5456(直通)
沖縄総合事務局	商務通商課	TEL.098-866-1731(直通)

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)
(国民生活事業)

事業資金相談ダイヤル TEL.0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

TEL.098-941-1785

相談室

中小企業庁 相談室 TEL.03-3501-4667

■ 中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に対応します。

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709 <http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁 広報室

中小企業庁

検索

インターネットから冊子の注文が可能です

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>

